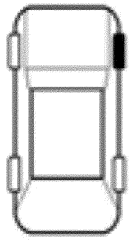
走行距離インジケータ	キロメートル表示の場合にあってはkm、マイル表示の場合にあってはmiles （注12）	要	
タイヤ（空気圧異常）及びその空気圧異常を検知する装置（異常）のテルテール	 （注13）	―	黄
タイヤ（空気圧異常位置）及びその空気圧異常を検知する装置（異常位置）のテルテール	 （注13及び注14）	―	黄
横滑り防止装置のテルテール	 又はESC （注14）	―	黄

第百六十六条第一項の表の注3中「エンジンオイル」の下に「（圧力）」を、「冷却水」の下に「（温度）」を加え、同表の注10中「、４本に」を「４本の線に、４本の線は５本の線にそれぞれ」に改め、同表の注15中「表中色欄に」を「識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示をその本来の用途以外の用途として使用する場合にあっては、表中色欄に」に改め、同表の注17を次のように改める。

注17　識別対象装置欄に掲げる装置が自動機能を有する場合にあっては、当該装置の識別表示の付近に文字「A」又は「AUTO」を配置することができる。

第百七十六条第一項第一号中「にあって」を「であって」に改め、同項第二号中「（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号イ及びロ中「炭酸ガスによる方法」の下に「（液化石油ガスを燃料とする自動車に限る。）」を加え、「審査」を「検査」に改め、同号ハ及びニ中「審査」を「検査」に改め、「発煙剤による方法」の下に「（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）」を加え、同項第九号中「本号」を「この号」に、「審査」を「検査」に改め、同条第三項第一号イを次のように改める。

イ　ガス容器及び配管等（水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下この号において同じ。）は、運転者室、客室及び荷室その他換気が十分にされない場所に備えてはならない。この場合において、ガス容器及び配管等から水素が漏出した場合であっても運転者室、客室及び荷室その他換気が十分にされない場所に水素が流入しないものは、この基準に適合するものとみなす。

第百七十六条第三項第一号中トをリとし、同号ハ中「に断線又は短絡が生じておらず、かつ、当該装置」を削り、同号中ハをチとし、ロからホまでをヨからトまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　配管等は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力において、外部に対して気密性を有するものでなければならない。この場合において、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から燃料電池スタック（燃料電池自動車以外の自動車にあっては原動機）に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いて水素ガス漏れの検知を行いガス漏れがないものは、この基準に適合するものとみなす。

ハ　自動車に備えられた水素ガス漏れを検知する装置（以下この号において「水素ガス漏れ検知器」という。）が正常に作動すること。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

(1)　水素ガス漏れ検知器の取付部に緩み、がた等がなく、かつ、水素ガス漏れ検知器に損傷等がないこと。

(2)　水素ガス漏れ検知器の異常を表示する装置が備えられている場合にあっては、当該装置が正常に作動すること。

第百七十六条第三項に次の一号を加える。

三　次に掲げる装置であってその機能を損なうおそれがある損傷のないものは前号イ、ホからトまで及びリに定める基準に適合するものとする。

イ　指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの。

ロ　新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの。

第百七十六条第四項第二号中「に規定するもの」を「各号に掲げるもの」に改める。

第百七十七条第二項第二号中「協定規則第100号改訂版補足改訂版5. 1. 1. 5. 」を「協定規則第100号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5. 1. 1. 5. に限る。）」に改める。

第百八十六条第七項中「協定規則第16号第６改訂版補足第３改訂版の技術的な要件」を「協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第４改訂版）」に改める。

第二百十二条第二項第一号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に、「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5. 2. 22. に限る。）」に改める。

別添七４・５・８・中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に、「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5. 及び6. に限る。）」に改める。

別添九３・10・中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改める。

別添十一を削る。

別添十八１・中「液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車」を「圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車」に改め、同別添３・中「完全充填」を「完全に充填」に改める。

別添十九１・中「液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車」を「圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車」に改め、同別添３・一・一・中「完全密閉」を「完全に密閉」に改める。